

# 東京都北区議会

## 平成 24 年第 4 回定例会で可決した意見書

- ・ 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
- ・ 建設業従事者のアスベスト被害者の救済を求める意見書

## 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む、小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的かつ深刻な状況にあり、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機にさらされている。このような社会経済環境のもと、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあっていっている実態にある。

この厳しい環境下において、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものとなり、地域社会の活性化のみならず日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は東京都に対し、左記事項を平成二十五年度以降も継続するよう求めるものである。

### 記

- 一、小規模住宅用地に対する都市計画税を二分の一とする軽減措置
- 二、小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を二割減額する減免措置
- 三、商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を六十五％に引き下げる減額措置

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十四年十一月二十八日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

東京都知事代理 副知事 猪瀬 直樹 殿

## 建設業従事者のアスベスト被害者の救済を求める意見書

アスベスト（石綿）を大量に使用したことによるアスベスト被害は多くの労働者、国民に広がっている。現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害である。加えて、東日本大震災で発生した大量のガレキ処理についても被害の拡大が心配されている。

これは、アスベストのほとんどが建設資材などとして建設現場で使用され、国が建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用をすすめたことに原因があり、被害者の多くは建設業従事者である。

しかしながら、建設業は重層下請け構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴うだけでなく、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もない。国は「石綿による健康被害の救済に関する法律」を成立させたが、十分なものとは言えず、改正が求められている状況である。

よって、本区議会は政府に対し、建設アスベスト被害者と遺族が安心して生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を防ぐ措置を講ずることを求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十四年十一月二十八日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿  
厚生労働大臣 三井 辨雄 殿